

「奢侈品」政令対比表(平成29年2月22日改訂版)

品目名	政令の規定	HSコード
1 牛肉	1 牛の肉(冷凍したものに限る。)	02.02
2 まぐろのフィレ	2 魚のフィレ(冷凍したものであつて、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)	0304.87
3 キャビア・その代用物	3 キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物	1604.31、1604.32
4 酒類	4 アルコール飲料	22.03、22.04、22.05 22.06、22.08
5 たばこ	5 製造たばこ及び製造たばこ代用品	24.02、2403.11、2403.19
6 香水	6 香水類及びオーデコロン類	33.03
7 化粧品	7 美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品(日焼止め用又は日焼け用の調製品を含み、医薬品を除く。)及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品	33.04
8 革製バッグ・衣類等	8 トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器(外面が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。) 9 ハンドバッグ(外面が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。) 10 財布その他のポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品(外面が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。) 11 衣類及び衣類附属品(革製又はコンポジションレザー製のものに限る。)	4202.11、4202.21、4202.31 4202.91、4203
9 毛皮製品	12 毛皮製のオーバーコートその他の毛皮製品及び人造毛皮製品	43.03、43.04(製品のものに限る)
10 じゅうたん	13 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	57
11 つづれ織物	13の2 つづれ織物(経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)	つづれ織物であつて、以下の輸出統計品目番号に該当するもの(アメリカ合衆国通貨500ドルに相当する額を超えるものに限る。)に限る。 50.07、51.11から51.13まで、5208.49、5209.49、5210.49、5211.49、5212.14、5212.24、5309.19、5309.29、5310.90、53.11、5407.10から5407.30まで、5407.43、5407.53、5407.61、5407.69、5407.73、5407.83、5407.93、5408.10、5408.23、5408.33、5512.19、5512.29、5512.99、5513.31、5513.39、5514.30、55.15、5516.13、5516.23、5516.33、5516.43、5516.93、5702.10、5702.20、5702.50、5702.91、5702.92、5702.99、5705.00、5805.00、5806.20から5806.39まで、5807.10、5809.00、59.01、59.03、5906.99、5907.00、62、63.01、6302.31から6302.39まで、6302.51から6302.59まで、6302.91から6302.99まで、6303.91から6303.99まで、6304.19、6304.92から6304.99まで、63.07、63.09に該当するもの

品目名	政令の規定	HSコード
12 磁器製の食卓用品	13の3 磁器製の食卓用品(経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)	6911.10(食卓用品(アメリカ合衆国通貨100ドルに相当する額を超えるものに限る。))に限る。)
13 クリスタルガラス製品	14 ガラス製品(鉛ガラス製のものであつて、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)	7013.22、7013.33、7013.41、7013.91、71.11(鉛ガラス製のものに限る。)
14 宝石	15 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、特定金属(銀、金、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムをいう。以下同じ。)及び特定金属を張つた金属並びにこれらの製品	71.01～71.05、71.16
15 貴金属		71.06～71.12
16 貴金属細工		71.13～71.15
17 携帯型情報機器	16 携帯用のデジタル式自動データ処理機械(少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。)	8471.30
18 映像オーディオ機器・ソフト	17 マイクロホン及びそのスタンド、拡声器、ヘッドホン及びイヤホン、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置 18 音声再生機、録音機及びビデオの記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品 19 録音その他これに類する記録用の媒体(写真用又は映画用のものを除き、録音その他これに類する記録をしたものを含む。) 20 ビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ 21 ラジオ放送用受信機(無線電話又は無線電信を受信することができるものを含む。) 22 テレビジョン受像機器(カラーのものであつて、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)並びにビデオモニター(カラーのものに限る。)及びビデオプロジェクター	85.18、85.19、85.21、85.22、85.23(8523.52を除く)、8525.80(テレビジョンカメラを除く)、85.27、8528.49(カラーのものに限る)、8528.59(カラーのものに限る)、8528.69、8528.71(カラーのものであつて、放送用のものに限る)、8528.72(放送用のものに限る)
19 乗用車・スノーモービル	23 乗用自動車及び雪上走行用に特に設計した車両(雪上走行用に特に設計した車両にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)	87.03 (8703.10は、雪上走行用に特に設計した車両に該当するスノーモービル(アメリカ合衆国通貨2000ドルに相当する額を超えるものに限る。))に限る。)
20 オートバイ	24 モーターサイクル(モペットを含む。)及び補助原動機付きの自転車	87.11
21 モーターボート・ヨット等	25 ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶及びカヌー	89.03(櫓櫂船を除く)
22 カメラ・映画用機器	26 写真機(一眼レフレックスのものに限る。) 27 映画用の撮影機及び映写機 28 投影機、写真引伸機及び写真縮小機(映画用のものを除く。) 29 映写用又は投影用のスクリーン	9006.51、90.07 90.08、9010.60
23 腕時計等	30 腕時計、懐中時計その他の携帯用時計(ストップウォッチを含む。)	91.01、91.02

品目名	政令の規定	HSコード
24 楽器	31 楽器並びにその部分品及び附属品	92
25 スポーツ用品	31の2 運動用具並びにその部分品及び附属品（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）	64.01から64.05までに該当するもののうち、 ①から④に掲げるものに限る。 ①スケート靴：本底にアイススケート部品又はローラースケート部品を取り付けることができるように合金板等が挿入されている靴、 ②スキー靴及びスノーボードブーツ：爪先部分又はかかと部分にスキー及びスノーボード締具を取り付けることができるような構造を有している靴、 ③レスリングシューズ及びボクシングシューズ： 以下（イ）から（ニ）までのすべてに該当する靴で、形状、機能等を総合的に判断して、レスリング及びボクシングに直接使用することを目的とするものであると認められる靴（（イ）平底で、本底の表面がすべり止め成型されているもの又は本底の表面にすべり止め素材を使用しているもの、（ロ）甲の爪先部分若しくはかかと部分の外面が補強されているもの（材料と問わない。）又は甲の一部が本底材との一体成型により補強されているもの、（ハ）甲締め部分がひも締めのもの、（ニ）足入れ口がくるぶし以上までであるもの）、 ④スポーツ活動用として製造した履物（スパイク、スプリッグ、ストップ、クリップ、バーその他これらに類する物品を取り付けてあるもの及び取り付けることができるものに限る。（例：スパイクシューズ類（陸上競技用スパイクシューズ、陸上投てき用シューズ、野球用スパイクシューズ、ゴルフシューズ、サッカーシューズ、ラグビーシューズ、アメリカンフットボールシューズ等） 注：以下のものは含まれない。（ジョギングシューズ、テニスシューズ等）
		95.06
26 万年筆	32 万年筆	9608.30 （製図用のペン（墨汁を使用するものに限る。）を除き、ペン軸の内部に保持したインクが毛細管現象によりスリットの入ったペン芯を通じてペン先に持続的に供給される構造を持ったペンに限る。）
27 美術品・収集品・骨董品	33 美術品、収集品及びこつとう	97